

船舶インシデント調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年9月25日 12時20分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島北西方沖（琵琶湖中部） 沖之島村二等三角点から真方位285° 1,400m付近 （概位 北緯35° 12.7′ 東経136° 03.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートNITRO X ^{ナイトロ エックス} 898 は、航行中、船外機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート NITRO X898、1.0トン 253-31449滋賀、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力167.8kW、回転数毎分5,750、使用燃料ガソリン、6気筒、ボア92.1mm、機関製造年月日不詳、平成21年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 水象：湖面 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣り場を探しながら航行中、船長が、魚群探知機をよく見ようと船外機を中立運転とした際、船外機の運転音が不安定になったので船外機を一旦停止して始動を試みたが、始動しなかった。</p> <p>船長は、ポンピングしてから船外機を始動したところ、激しい振動とともに白煙の排気を認めたので停止して航行不能と判断し、110番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した警備艇にえい航されて滋賀県大津市所在のマリーナに戻った。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後に本船の船外機を点検した際、長年交換されていなかったゴム製燃料油ホース（以下「本件ホース」という。）の船外機接続部付近に経年劣化による裂け目があり、燃料が漏れて空気を吸い込み、船外機への燃料供給が阻害されていたことを確認した。</p> <p>船長は、本船を平成25年4月に中古で購入後、年1回程度、機関整備業者に点検を依頼していたが、経年劣化により本件ホースが裂けるとは思っていなかったため、出航前点検が十分ではなかったと本イ</p>

	<p>ンシデント後に思った。</p> <p>船外機の取扱説明書には、毎回使用前に燃料油配管に劣化や漏れがないか点検するように記載されていた。</p>
分析	<p>本船は、出航前点検が十分に行われていない中、航行中、長年交換されていなかった本件ホースが経年劣化で裂けたことから、燃料油の供給が阻害され、船外機の運転ができなくなり運航不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、経年劣化により本件ホースが裂けると思っていなかったことから、出航前点検を十分に行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、出航前点検が十分に行われていない中、航行中、長年交換されていなかった本件ホースが経年劣化で裂けたため、燃料油の供給が阻害され、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、ゴム製燃料油ホースが経年劣化により裂けたりすることを認識し、表面の硬化または裂け目の有無について出航前点検を十分に行うとともに、長期間使用されたものは早めに新替えること。